

令和6年度 大分地方最低賃金審議会

1 日時 令和6年8月9日(金)午後4時45分～

2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)

3 出席委員

公益代表：荒井委員、井田委員、田中委員、松隈委員、本谷委員

労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員

使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員、渡辺委員

4 事務局

大分労働局：佐藤局長、本多労働基準部長、竹内賃金室長、
幡手賃金室長補佐

5 議題

(1) 大分県最低賃金専門部会報告について

(2) 令和6年度大分県最低賃金の改正について(答申)

(3) その他

6 議事録

賃金室長

これより大分地方最低賃金審議会を開始いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。

また、専門部会委員の皆様方には、午前中から午後が続いてのご出席ありがとうございます。よろしくお願いたします。

本日は、宮脇委員から欠席との連絡をいただいております。

本審議会には14名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

それでは、議題1「大分県最低賃金専門部会報告について」に入ります。

専門部会の各委員におかれましては、本日まで、大変お忙しい中、真摯に、そして慎重な調査、審議をいただいたことについて感謝申し上げます。

それでは、私から専門部会の審議の経過と結果について簡単に説明させていただきます。

本年度は、7月4日に大分地方最低賃金審議会に諮問されました大分県最低賃金改正の調査審議につきまして、大分県最低賃金専門部会に付託され、7月26日に第1回目を開催し、労働団体に対する参考意見聴取を行いました。

その後、第2回目の7月31日から金額審議に入りましたが、まず労側、使側からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただきました。その後、目安を参考にしつつ、県内の経済・雇用情勢のデータや地域間格差の状況などを踏まえまして具体的な改定額についての議論を、8月2日、8月7日、そして本日と4日間にわたり行ったところです。

その結果、慎重かつ真摯な議論を積み重ねたところですが、残念ながら意見の一致を見ることはできませんでしたので、公益委員見解をお示しした上で、採決いたしまして、本年度の大分県最低賃金は「55円引き上げて、1時間954円とする。」という結論に至ったものです。

専門部会報告書につきましては事務局から読み上げていただきます。

室長補佐

それではただ今からお手元にあります専門部会の「報告書」写しを読み上げます。

【報告書の読み上げ】

会 長

ただ今事務局から読み上げていただきました専門部会報告書について何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、これから大分県最低賃金改正の採決を行います。
専門部会報告に
賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成 10 人

次に、反対の委員の挙手をお願いします。

反対 4 人

採決の結果は、賛成10人、反対4人ということで、賛成多数ということになります。

よって、専門部会報告を大分地方最低賃金審議会として可決することといたします。

それでは、この結論を取りまとめ、大分労働局長に答申することといたします。

答申の案ができましたら、事務局は配付をお願いいたします。

賃金室長

それではただ今から答申文案を作成致しますので、少々お待ちください。

【退室、入室、答申案写しを配布】

会 長

それでは、答申（案）の読み上げを事務局をお願いします。

室長補佐

【答申（案）を読み上げ】

会 長

この答申（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

【質疑なし】

会 長

それでは、大分地方最低賃金審議会における審議の結論として、本答申を大分労働局長に提出してよろしいでしょうか。

【意見なし】

会 長

それでは、本答申を大分労働局長に提出することとします。冒頭の（案）は削除してください。事務局は答申文作成をお願いします。

賃金室長

それではただ今から答申文を作成致しますので少々お待ちください。

【退室、入室】

会 長

傍聴人・報道関係者の方にお伝えします。

ここから、会議終了まで、カメラ、ビデオの撮影を許可いたしますのでよろしくをお願いします。

会 長

それでは、議題2「令和6年大分県最低賃金の改正について(答申)」に移ります。

事務局からお願いします。

賃金室長

それではここで大分地方最低賃金審議会会長から大分労働局長への答申の手交をお願いいたします。

井田会長、佐藤局長中央へお進みください。

それでは答申をお願いします。

【会長から局長に答申文を手交】

賃金室長

それでは、ただ今答申をいただきましたので、労働局長より挨拶を申し上げます。

労働局長

労働局長の佐藤でございます。

ただ今、井田会長より令和6年度大分県最低賃金の改正についての答申をいただきました。誠にありがとうございます。

会長をはじめとして公労使の委員の皆様におかれましては慎重かつ丁寧なご審議をいただきましたこと、改めまして感謝申し上げます。

今年度の審議につきましては50円の目安額を参考にしつつ、先ほど会長の方からもお話のありましたとおり、最低賃金法第9条第2項の3要素、つまり大分県内の経済、労働情勢のデータ、企業を取り巻く環境、地域間格差、これらの状況を丁寧かつ慎重に議論を重ねていただきまして、本日答申をいただいたものと認識しております。

改めて各委員の皆様のご尽力、ご協力に感謝を申し上げます。

今後、大分労働局としまして、ただ今いただきました答申を踏まえまして、最低賃金改正にかかる所定手続きを進めてまいりたいと思っております。

同時に、本日、答申の中でいただきました政府に対するご意見を厚生労働省本省の方にお伝え申し上げまして、県内の中小企業事業者の業務改善助成金等、各種助成金のより一層の活用が進みますよう、周知広報に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますけれども、委員の皆様方におかれましては引き続き大分県最低賃金審議会の運営にご協力、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

会 長

それでは、次に議題3「その他」に入ります。

事務局に本議題についての説明をお願いします。

賃金室長

今後の日程につきまして説明をさせていただきます。

まず、答申後の大分県最低賃金ですが、

本日、答申をいただきましたので、本日から、答申の要旨を大分労働局前の掲示板に公示し、関係労使から意見をいただくこととしております。

大分県最低賃金に対する異議申出の期限は8月26日（月）となります。

関係労使からの異議を踏まえ、異議申出に係る審議会を8月27日（火）午前10時から開催したいと考えております。

その後、官報公示の手続きなどを経て最短で10月5日（土）発効となります。

次に今後の日程についてですが、次回の本審では、異議申出に対する取扱いの他、特定最賃改正必要性有無の答申、特定最賃改正決定の諮問等を議題とする予定で、先ほども申し上げましたが、8月27日（火）午前10時からの開催予定としております。仮に異議申出がない場合でも、特定最低賃金の関係議題がありまので、会議は開催しますので御出席方よろしくお願いいたします。会場は当会議室となります。

また、すでにお知らせ致しておりますが、8月20日（火）午後1時30分から特定最賃改正必要性有無の審議を開催しますので、運営小委員会委員の方のご出席をよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

それでは、以上で、本日の審議会を終了します。

本日の議事録確認委員は、藤本委員、藤野委員にお願いいたします。

皆様大変お疲れ様でした。